

ジェイコム少額短期保険株式会社

「ネットあんしん保険」重要事項説明書

■この書面では、「ネットあんしん保険」のご契約に関する重要な事項について説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、内容をご確認・ご理解のうえ、お申し込みいただきますよう、お願いいたします。

契約概要

商品の内容を理解するために特にご確認いただきたい事項です。

注意喚起情報

お客さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項です。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「普通保険約款」および「特約集」にて必ずご確認ください。（「普通保険約款」および「特約集」は、当社ウェブサイトにも掲載しております。）

■ご契約に際しては、保険契約者（お申し込みされる方）・被保険者（補償の対象となる方）ともに、ご本人がこの書面の内容をお読みいただくことが重要です。

■ご不明な点につきましては、当社までお問い合わせください。

① 商品の仕組み 契約概要

この商品は、パソコン・スマホ等（対象機器）に記録されたデータの復旧費用と、インターネットを通じて生じたトラブル解決のための法律相談費用、弁護士費用またはそのトラブルによって賠償責任を負った場合を補償する保険です。

② お申し込みいただける方および補償の対象（被保険者）となる方 契約概要

お申し込みいただける方（保険契約者）	申込日において成人している個人です。
補償の対象となる方（被保険者）	<ul style="list-style-type: none"> ■日本国内にお住まいの方（1名）を記名被保険者として。（保険契約者ご本人か、2親等内の親族に限ります。） ■記名被保険者と同居する記名被保険者の親族も被保険者となります。

③ 補償の対象となる機器 契約概要

補償の対象となる機器は、被保険者が所有し家庭用に使用され、あらかじめ当社に登録された以下のものです。

補償の対象となる機器（対象機器）*1	・パソコン ・タブレット端末 ・スマホ ・携帯電話機
--------------------	----------------------------

*1：日本国内で製品として販売され、販売された時点でメーカー保証が付与されたものに限ります。（「自作パソコン」は対象外です。）

④ 補償内容とお支払いする保険金 契約概要 注意喚起情報

1. この商品の保険金の種類、お支払いする場合（支払事由）、お支払いする保険金や限度は、以下のとおりです。

保険金の種類	お支払いする場合（支払事由）	お支払いする保険金の額	お支払い限度
データ復旧費用 保険金	対象機器に生じた不測かつ突発的な事故により、対象機器に記録された電磁的データが消失または損傷した場合に、被保険者がその復旧のためにデータ復旧費用を負担したとき	データ復旧費用の額 (下記2. ①参照)	1事故：6万円 1保険期間中： 3事故まで
ネット トラブル	法律相談費用 保険金	法律相談費用の額 (下記2. ②参照)	1事故：10万円 1保険期間中： 3事故まで
	弁護士費用 保険金	弁護士費用等の額×70% (下記2. ③参照)	1事故：100万円 1保険期間中： 3事故まで
	賠償責任 保険金	賠償金・付帯費用の額 (下記2. ④参照)	1事故：100万円 1保険期間中： 3事故まで

*2：ネットトラブルとは、被保険者の私生活において、インターネットを通じて他人との間で生じたトラブルをいいます。

2. 上記1.の「お支払いする保険金の額」となる費用・損害の範囲は、以下のとおりです。

①データ復旧費用	②法律相談費用	③弁護士費用等	④賠償金・付帯費用
以下のすべてに該当するもの ・事故日から30日以内に生じた費用 ・日本国内において営業するデータ復旧事業者が行ったデータ復旧作業に対する費用 ・あらかじめ当社の同意を得て支出した費用	以下のすべてに該当するもの ・事故日から1年以内に生じた費用 ・この保険契約が有効に継続している間に生じた費用 ・日本国内における弁護士の活動に伴い、日本国内で発生した費用 ・あらかじめ当社の同意を得て支出した費用	以下のすべてに該当するもの ・事故日から1年以内に締結された弁護士委任契約において対象となった被害事案について生じた費用 ・この保険契約が有効に継続している間に締結された弁護士委任契約において対象となった被害事案について生じた費用 ・日本国内における弁護士の活動に伴い、日本国内で発生した費用 ・あらかじめ当社の同意を得て支出した費用	・被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金 ・損害賠償責任の解決について、被保険者があらかじめ当社の同意を得て支出した弁護士費用等または示談交渉に要した費用 ・被保険者が当社の要求に従い、協力するために直接要した費用 ・被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用

⑤ 保険金をお支払いできない主な場合 契約概要 注意喚起情報

以下の各号のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いできません。（主な場合について記載しています。）

すべての保険金	<ul style="list-style-type: none"> ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ②戦争、外国の武力行使、テロリズムなどの暴動 ③地震、噴火、津波などの異常な自然現象 ④放射能汚染、大気汚染、水質汚濁、電磁波障害など ⑤被保険者の職務または業務の遂行に起因して生じた事由 ⑥保険契約者または被保険者による不正アクセス等の行為、マルウェアの作成もしくは意図的配布など ⑦待機期間が経過する日までに発生していたと当社が合理的に判断する事故に起因して生じた損害 	
データ復旧費用保険金	<ul style="list-style-type: none"> ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の重大な過失または法令違反 ②被保険者が偽り、その他の不正な手段により取得した電磁的データの取扱いに起因して生じた事故 ③対象機器の置き忘れ、紛失、盗難または不注意による廃棄によって生じた事故 ④対象機器の加工、改造または修理等に起因して生じた事故 ⑤対象機器に使用可能な最新版のソフトウェアなどが使用されていなかったことに起因して生じた事故 	
ネット トラブル	法律相談費用保険金 弁護士費用保険金	<ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為または重大な過失 ②被保険者が他人に損失を与えることを認識していながら行った行為 ③保険契約者と被保険者の間または被保険者相互間で生じた事由 ④婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養、相続または自動車交通事故に起因して生じた事由 ⑤社会通念上、法的解決になじまないと考えられるトラブル ⑥保険契約者または被保険者の公序良俗に反する行為または社会通念上不当な請求行為 ⑦当社、当社の株主またはその関連法人(J:COMグループ各社を含みます)、ならびにこれらの役職員を相手方とする場合
	賠償責任保険金	<ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の心神喪失または指図 ②被保険者が他人に損失を与えることを認識していながら行った行為 ③被保険者の詐欺または横領 ④他人の身体の障害または他人の財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に対する損害賠償責任 ⑤被保険者が支出したと否とを問わず、違約金に起因する損害賠償責任

⑥ 責任（補償）の開始とお支払い対象とならない期間（待機期間） 契約概要 注意喚起情報

■毎月20日の申込締切日までにお申し込みいただき、当社が承諾した場合には、その申込締切日の翌月1日（始期日）の午前0時から補償が開始されます。ただし、申込書に始期日として別の日が記載された場合には、その日とします。

■責任（補償）が開始された後でも、以下のとおり、保険金のお支払い対象とならない期間（待機期間）があります。

最初のご契約（初年度契約）の始期日から その日を含め右記の期間	<ul style="list-style-type: none"> ■データ復旧費用保険金・・・30日間 ■その他の保険金・・・90日間
当社に追加登録された対象機器	その登録日からその日を含め30日間

⑦ 保険期間と更新 契約概要 注意喚起情報

■保険期間は、始期日から1年間です。

■当社が更新対象としてご案内したご契約について、保険期間の満了日の1カ月前までにご契約を更新しない旨の申し出がない場合には、満了日の翌日を更新日として、ご契約は1年間更新されます。ただし、

- ①保険料の計算の基礎に影響を及ぼす事象が発生した場合には、更新時において保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ②この商品が不採算となり、当社の経営に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、ご契約の更新を引受けないことがあります。

⑧ 保険料と払込方法 契約概要

■保険料は、月額750円です。（年払いはありません。）

■始期日の翌月1日までに初回保険料を当社に払い込んでください。以後、毎月末日が保険料の払込期日です。

■保険料の払込方法は、以下のいずれかからお選びください。（詳しくはそれぞれの特約にてご確認ください。）

保険料の払込方法	・団体集金 ・クレジットカード払い*3 ・コンビニ払い*3 ・口座振替*3
----------	---------------------------------------

*3：現在、お取り扱いしておりません。

⑨ 保険料の払込期日、払込猶予期間とご契約の失効 契約概要 注意喚起情報

■保険料の払込期日*4および払込猶予期間は、以下のとおりです。

お支払いいただく保険料	払込期日*4	払込猶予期間
①初年度契約の初回保険料	始期日の翌月1日	ありません。
②上記①以降の保険料	上記①の月の末日、以降の毎月末日	払込期日の属する月の3か月後の1日まで

*4：実際の払込日は、払込方法によって異なります。

■払込猶予期間中に保険料の払込みがない場合には、ご契約は払込猶予期間が終了した日の翌日から失効します。

■ご契約が失効した場合、ご契約の復活はできません。

⑩ 満期返戻金、配当金、解約返戻金 契約概要

- この保険には、満期返戻金および配当金はありません。
- 保険料を月払いでお支払いいただくことから、解約された場合でも解約返戻金はありません。

⑪ クーリングオフ（お申込みの撤回） 注意喚起情報

- 保険申込人は、ご契約の申込日からその日を含め8日（消印有効）以内であれば、申込みを撤回することができます。すでにお支払いいただいた保険料がある場合は、保険申込人にお返しいたします。
- 以下のいずれかの方法により、「ネットあんしん保険の申込みをクーリングオフする」旨、および保険申込人のお名前、ご住所、電話番号、申込日をご記載いただき、当社までお送りください。
 - ・郵便（封書またはハガキ）による方法：保険申込人のご捺印をお願いします。
 - ・ウェブサイトによる方法：当社ウェブサイト（<https://www.jcom-ssi.co.jp/>）のお問い合わせフォームから、「その他」を選択いただき、お問い合わせ内容にご記載ください。

⑫ 告知義務、通知義務、その他の通知 注意喚起情報

- 保険契約者または記名被保険者となる方には、ご契約時に当社に重要な事項を告知する義務（告知義務）があります。以下の告知事項について事実と異なる場合や、事実を告知いただけない場合には、ご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。

告知事項	※保険契約者の氏名および住所 ※記名被保険者の氏名および住所 ※保険契約者と記名被保険者の続柄 ・この保険と同一の補償を行う他の保険契約等の有無
------	---

- ご契約の後、以下の通知事項が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、当社に通知する義務（通知義務）があります。通知がない場合には、ご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。

通知事項	・上記「告知事項」の「※」印の事項に変更があったこと
------	----------------------------

- 上記の他、ご契約内容に変更がある場合には、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

⑬ 付帯できる主な特約 契約概要

上記⑧に記載した保険料の払込方法に関する特約の他、以下の特約を付帯することができます。

複数契約の保険料まとめ払い特約	同一の保険契約者が当社と複数のご契約を締結する場合に、保険料をまとめて払込むことができます。
インターネット特約	保険契約者がインターネット等の通信手段を用いて保険契約締結の意思表示を行うことができます。

⑭ 保険料・保険金額の変更など 注意喚起情報

- 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、保険料の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- 不測かつ急激な被害の増大などにより、保険金の支払事由が一時に多数発生し、保険金の支払事由が集積した結果、当社の経営維持に重大な影響があると特に認めたときは、保険金を削減して支払うことがあります。

⑮ セーフティネット 注意喚起情報

当社は、少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構の加入対象ではないため、同機構による資金援助等の措置はありません。また、ご契約は、保険業法上の「破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約」には該当しません。

⑯ 補償の重複に関する事項 注意喚起情報

補償内容が同様の他の保険契約等がある場合、補償が重複することがあります。対象となる費用・損害について、このご契約と他の保険契約のいずれからも保険金が支払われる場合がありますが、費用・損害の額を超えて支払われることはありません。補償内容や保険金額をご確認のうえ、お申し込みください。（例）弁護士費用保険

⑰ 少額短期保険業者の制限に関する事項 注意喚起情報

- 少額短期保険業者には、以下の制限があります。
 - ①保険期間は、生命保険・医療保険の場合1年、損害保険の場合2年までです。
 - ②1被保険者に対する保険金額は、お引受けするすべてのご契約を通算して、1,000万円までです。ただし、賠償責任保険などの低発生率保険について、別に1,000万円までお引受けします。
 - ③1保険契約者に対する保険金額の総額は、上記②の限度額の100倍が限度となります。

⑱ 指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」 注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合には、お客様の必要に応じて、当社が契約する下記「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）をご利用いただくことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」	〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 TEL：0120-82-1144 FAX：03-3297-0755 受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日・年末年始休業日を除く） https://www.shougakutanki.jp/
----------------------------------	---

⑲ 支払時情報交換制度 注意喚起情報

- 当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに、保険金等のお支払い、保険契約の解除、取消しまたは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。
- 「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（上記⑩参照）をご参照ください。

⑳ その他ご注意いただきたい事項 注意喚起情報

- お申込みに際しては、申込書の内容を十分お確かめのうえ、お客さまご自身でご記入・ご捺印ください。
- 解約・失効などで、ご契約が一旦終了した後の再加入については、その後180日を経過した後のお引受けとなります。
- ご契約に関する個人情報、当社が保険引受の判断、この保険契約の管理・履行（保険金支払い等）のために利用する他、当社およびグループ会社が保険商品、各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の達成に必要な範囲内で、ご提供いただいた個人情報を第三者に対して提供することがあります。詳細については、当社ウェブサイトにて個人情報の取扱い（プライバシーポリシー）をご覧ください。
（注）上記の「第三者」とは保険事故の関係者（当事者、少額短期保険業者、保険会社、損害調査業務委託先、弁護士など）、再保険取引会社など（外国にある者を含みます。）をいいます。
- 当社の代理店は、お客さまと当社との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、ご契約は、当社がご契約のお申込みを承諾した時に有効に成立します。
- 少額短期保険業者にお支払いになる保険料は、所得税法上、所得控除（保険料控除）の対象となっておりません。
- 保険金の支払事由が発生したときは、速やかに下記「事故受付センター」までご連絡ください。

㉑ この商品の付帯サービスについて 注意喚起情報

この商品には、保険契約者または被保険者にご利用いただける以下のサービスが付帯されています。ご利用の際は、下記「カスタマーセンター」までご連絡ください。

- ①「弁護士紹介サービス」……「日本弁護士連合会（日弁連）」との協定により弁護士をご紹介します。
 - ②「データ復旧取次ぎサービス」……提携する専門業者をご案内します。（データの復旧を保証するものではありません。）
 - ③「パソコン処分（データ消去含む）取次ぎサービス」……提携する専門業者をご案内します。（送料はお客様のご負担となります。）
- ※上記①,②については、この保険で保険金のお支払い対象となることが見込まれる場合に限りです。
※上記③については、この保険が有効な間（保険期間中）のご利用に限りです。

㉒ インターネットでのお申込みについて 契約概要

インターネット等の通信手段を用いてお申込み手続きを行った場合には、ご契約に「インターネット特約」が付帯されます。この場合、以下の事項については、書面によるお申込みの場合と異なります。

- ①お申込みの手続きは、お客さまがインターネット等の通信手段を用いて自ら操作し、当社が提示する保険契約申込画面上で所要事項を入力または選択し、当社に送信することにより行います。
- ②上記⑩に記載した「告知事項」のお申し出は、お客さまおよび記名被保険者がインターネット等の通信手段を用いて自ら操作し、当社が提示する保険契約申込画面上で所要事項を入力または選択し、当社に送信することにより行います。
- ③お申込みの際、当社との通信手段としてお客さまが管理する電子メールアドレスを当社にお知らせいただけます。
- ④お申込みを受付けた場合には、当社からお客さまの電子メールアドレス宛てにその内容をお送りしますので、必ずご確認ください。

事故受付センター	保険金の支払事由が発生したときは、当社webサイトまたは事故受付センターまでご連絡ください  0120-757-884 受付時間 9:00～18:00（年末年始はお休みをいただいております）
カスタマーセンター	ご契約内容に関するお問い合わせ・パソコン処分取次ぎサービスのお申し込みは、カスタマーセンターまでご連絡ください  0120-088-830 受付時間 9:00～18:00（年末年始はお休みをいただいております）
ネットあんしんダイヤル（ご契約者さま専用）	ネットトラブルのご相談は、ネットあんしんダイヤルまでご連絡ください  0120-941-222 受付時間 9:00～18:00（年末年始はお休みをいただいております）

ジェイコム少額短期保険株式会社

住所：東京都千代田区九段北一丁目2番3号 <https://www.jcom-ssi.co.jp/>